

福岡市公報

令和5年5月22日 第6959号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目 次一 規 則

○福岡市事務分掌規則の一部改正（第73号） 1

告 示

○指定納付受託者の指定（第142号） 2

○指定管理者の代表者の変更（第143号） 2

公 告

○開発行為に関する工事の完了（第127号） 3

○建築協定に加わる旨の意思の表示があった旨の公告（第128号） 3

○特定計量器定期検査の実施（第129号） 3

○特定計量器定期検査の実施（第130号） 4

○福岡市立霊園の利用者の公募（第131号） 5

水 道 局

○一般競争入札の実施（公告第19号） 7

交 通 局

○指定納付受託者の指定（告示第1号） 8

○福岡市地下鉄の乗車料金等の収納事務の委託（告示第2号） 8

規 則

福岡市事務分掌規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年5月22日

福岡市長 高島宗一郎

福岡市規則第73号

福岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第16条第5項第3号を次のように改める。

(3) 市税に係る徴収金のうち、滞納整理が困難なもの及び法人のものに係る徴収及び滞納処分に関すること。

第56条第2項第3号、第5項第7号及び第6項第1号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。ただし、第16条第5項第3号の改正規定は、令和5年6月1日から施行する。

告 示

福岡市告示第142号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月22日

福岡市長 高島 宗一郎

指定納付受託者の名称及び事務所の所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定をした日
大阪市中央区今橋四丁目5番15号 三井住友カード株式会社	福岡市西部工場における自己搬入ごみのごみ処理手数料	
熊本市中央区花畠町10番31号コスモス花畠町ビル 株式会社 九州しんきんカード		令和5年4月24日

福岡市告示第143号

公の施設の指定管理者から令和3年福岡市告示第34号により告示した事項について変更の届出があったので、はかた伝統工芸館条例第19条後段の規定により次のように告示する。

令和5年5月22日

福岡市長 高島 宗一郎

区分	公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の代表者の氏名	変更年月日
変更前	はかた伝統工芸館	ラブエフエム国際放送株式会社	代表取締役社長 高田 洋一	令和5年 4月1日
変更後			代表取締役社長 宮崎 泰	

公 告

福岡市公告第127号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年5月22日

福岡市長 高島宗一郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市早良区四箇六丁目696番1、696番6及び696番7

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市早良区四箇四丁目6番6号

林 良太郎

福岡市公告第128号

建築基準法第75条の2第2項の規定に基づき、建築協定区域隣接地の土地の所有者等から建築協定に加わる旨の意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により当該建築協定書を福岡市役所（住宅都市局建築指導部開発・建築調整課）において一般の縦覧に供する。

令和5年5月22日

福岡市長 高島宗一郎

- 1 建築協定の名称

愛宕浜4丁目4区建築協定

- 2 意思の表示に係る建築協定区域隣接地

福岡市西区愛宕浜四丁目5032番9

- 3 意思の表示があった日

令和5年4月27日

福岡市公告第129号

計量法第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により次のように公示する。

令和5年5月22日

福岡市長 高島宗一郎

- 1 集合定期検査
-

(1) 集合定期検査を行う区域

城南区

(2) 対象となる特定計量器

計量法第19条第1項に規定する特定計量器。ただし、特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器を除く。

(3) 実施の期日及び場所

検査期日	検査時間	検査場所
6月27日		七隈小学校
6月28日	午前10時30分から午後3時まで	堤丘小学校
6月30日		福岡市農業協同組合 樋井川支店

なお、上記の期日及び場所において検査を受けることができない者は、次に掲げる期間及び場所において検査を受けなければならない。

検査期日	検査時間	検査場所
令和5年6月27日から令和6年3月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く。	午前10時から午後4時まで	福岡市計量検査所

2 集合定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称

一般社団法人 福岡県計量協会

福岡市公告第130号

計量法第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により次のように公示する。

令和5年5月22日

福岡市長 高島宗一郎

1 集合定期検査

(1) 集合定期検査を行う区域

西区

(2) 対象となる特定計量器

計量法第19条第1項に規定する特定計量器。ただし、特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器を除く。

(3) 実施の期日及び場所

検査期日	検査時間	検査場所
7月3日	午前10時30分から午後3時まで	玄界公民館
7月4日	午前10時30分から午後1時まで	福岡市漁業協同組合 小呂島支所
7月10日	午前10時30分から午後3時まで	福岡市漁業協同組合 西浦支所
7月11日		福岡市農業協同組合 西部流通センター
7月12日		福岡市農業協同組合 今宿支店
7月14日		福岡市農業協同組合 金武支店
7月18日		福岡市農業協同組合 周船寺支店
7月19日		市営渡船能古待合所
7月21日		壱岐東小学校
7月24日		内浜小学校
7月25日		姪浜小学校

なお、上記の期日及び場所において検査を受けることができない者は、次に掲げる期間及び場所において検査を受けなければならない。

検査期日	検査時間	検査場所
令和5年7月3日から令和6年3月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く。	午前10時から午後4時まで	福岡市計量検査所

2 集合定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称

一般社団法人 福岡県計量協会

福岡市公告第131号

福岡市立霊園条例第4条第1項本文の規定に基づき、福岡市立霊園の利用者を公募するので、次のように公示する。

令和5年5月22日

福岡市長 高島宗一郎

1 公募する霊園の概要

名称	所在地	公募する 墓所の数	使用料 (1平方メートルにつき)		管理料 (1平方メートル1年につき)
福岡市立 平尾霊園	福岡市南区 平和四丁目	46箇所 (普通墓所)	本市に住所を 有する者	260,000 円	1,000 円
			本市外に住所 を有する者	390,000	
福岡市立 三日月山 霊園	福岡市東区 大字香椎	12箇所 (普通墓所)	本市に住所を 有する者	175,000	1,000
			本市外に住所 を有する者	262,500	
福岡市立 西部霊園	福岡市西区 大字羽根戸	8箇所 (芝生墓所)	本市に住所を 有する者	172,000	1,200
			本市外に住所 を有する者	258,000	
		14箇所 (普通墓所)	本市に住所を 有する者	172,000	1,000
			本市外に住所 を有する者	258,000	

2 利用申請の受付

(1) 郵送の場合

- ア 受付期間 令和5年6月1日（木）から6月30日（金）（消印有効）まで
 イ 宛 先 福岡市中央区天神一丁目8番1号
 福岡市霊園窓口（市役所4階）

(2) 電子申請の場合

- ア 受付期間 令和5年6月1日（木）から6月30日（金）まで
 イ 申請方法 福岡市立霊園ホームページの電子申請サービスによる。
 URL <https://www.fukuokashi-reien.jp/>

3 抽選

利用申請が競合した場合は、次の日時及び場所において、抽選により利用予定者を定める。

- (1) 日時 令和5年7月20日（木）午後2時
 (2) 場所 福岡市中央区赤坂二丁目5番8号
 福岡市立中央市民センター3階ホール

水道局

福岡市水道局公告第19号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市水道局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和5年5月22日

福岡市水道事業管理者 坂本秀和

1 電子入札に付する事項

業種	件名	備考
電気A又はB	多々良浄水場2系水処理水質計器更新工事	
管1種A	博多区奈良屋町地内配水管布設工事	
	東区松田3丁目地内配水管移設工事	
	中央区笹丘2丁目地内外1件配水管布設工事	
	早良区城西1、2丁目地内外1件配水管布設工事	
	東区箱崎3丁目地内配水管布設工事	
	東区美和台4、7丁目地内配水管布設工事	
管2種B	東区奈多3丁目地内Φ400mm配水管布設工事(その2)	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和5年5月29日まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

交 通 局

福岡市交通局告示第1号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月22日

福岡市交通事業管理者 小野田勝則

指定納付受託者の名称及び 主たる事務所の所在地	指定納付受託者に 納付させる歳入	指定をした日
東京都港区南青山五丁目1番22号 株式会社 ジェーシービー	乗車料金（福岡市交通事業管理者事務委任規則（平成13年福岡市規則第138号）第2条第3号の規定に基づき、交通事業管理者が事務の委任を受けたものに限る。）	
東京都文京区本郷三丁目33番5号 三菱UFJニコス株式会社		
東京都千代田区紀尾井町1番3号 PayPay株式会社		令和5年3月29日
東京都港区高輪一丁目3番13号 ソニーペイメントサービス株式会社		

福岡市交通局告示第2号

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、公金の収納事務を次のように委託したので、地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年5月22日

福岡市交通事業管理者 小野田勝則

委託事務	委託の相手方	委託期間
自動券売機及び自動清算機で受け入れた乗車料金等の回収等の事務	福岡市博多区店屋町5番10号 株式会社 にしけい	
乗車料金、不正乗車に係る	福岡市博多区博多駅中央街7番21号 JR九州サービスサポート株式会社	

割増料金、ICカードの発売代金（デポジットを含む。）、交通局が指定する物品の販売代金並びに乗車券の再発行及び乗車料金の払戻しに係る手数料の収納事務（他の運輸機関との連絡運輸に係るものも含む。）	福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号 株式会社 JR西日本中国メンテック
	福岡市中央区渡辺通二丁目6番1号 株式会社 西鉄ステーションサービス
	東京都港区東新橋一丁目9番3号 日本通運株式会社
乗車料金、不正乗車に係る割増料金、ICカードの発売代金（デポジットを含む。）及び乗車料金の払戻しに係る手数料の収納事務（他の運輸機関との連絡運輸に係るものも含む。）	福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 九州旅客鉄道株式会社
乗車料金の収納事務（他の運輸機関との連絡運輸に係るものも含む。）	福岡市西区元岡744番地 九州大学生活協同組合 福岡市中央区今泉一丁目12番23号 ラブエフエム国際放送株式会社
	福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 九州旅客鉄道株式会社
	大阪市中央区難波五丁目1番60号 株式会社 ジャパンホリデートラベル 東京都江東区青海二丁目7番4号 株式会社 タカラッシュ
乗車券発売代金、ICカードの発売代金（デポジットを含む。）、交通局が指定する乗車券の再発行及び乗車券の払戻しに係る手数料並	福岡市博多区博多駅中央街7番21号

びにグッズの売上金の収納事務（グッズの売上金の収納事務以外については、他の運輸機関との連絡運輸に係るものを含む。）	J R九州サービスサポート株式会社	
---	-------------------	--